

第4回史跡三重津海軍所跡整備基本計画策定委員会 会議録

1. 日時：平成29年1月13日（金）13：30～16：30

2. 場所：JA会館6階

3. 出席者：

・委員7名 【有馬委員、内田委員、藤田委員、重藤委員、金子委員、渡辺委員、田代委員】

※欠席：今津委員、清水委員、北村委員

・助言者2名 【内閣官房産業遺産の世界遺産登録推進室本中参事官、

佐賀県教育庁文化財課樋口副課長】

欠席：文化庁文化財部記念物課

・所有者1名 【国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所富岡所長】

※欠席：佐賀県有明海漁業協同組合

・関係機関6名 【国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所諸富出張所所長

佐賀県肥前さが幕末維新博事務局推進監

市建設部南部建設事務所副所長、市農林水産部水産振興課長

市教育委員会文化振興課長、市企画調整部三重津世界遺産課長】

・事務局10名

4. 会議内容：

◆会長あいさつ：

昨日、福岡市博物館のある福岡市早良区の賀詞交換会があった。早良区は佐賀市三瀬村がお隣になるので、三瀬からも毎年お越しになってご挨拶される。お話を伺っていたら、佐賀市の観光宣伝の中で、「見えない三重津」の話もあった。あまり言うとおどろネタのようで嫌だなと思っていたが、ここまで固まっていたらそれで行くしかないのかと思った。今年はこの委員会の計画書を仕上げなければならないので、よろしくお願いします。

◆議事：

（1）報告事項

①第3回策定委員会での主な指摘事項と対応方針

説明

・前回の委員会での主な指摘事項と対応方針を、資料に沿って説明。（資料①）

・今回機構改革があり、県の世界遺産推進室が「肥前さが幕末維新博事務局」に名称を変更した。ご確認いただきたい。

質疑応答

無し

(2) 協議事項

①史跡三重津海軍所跡整備基本計画について（第1～3章）

説明

・資料に沿って説明（資料④）

質疑応答

- 委員 22ページ以降について、官房の指摘を受けて既に修正済みか、それとも今後修正するというのか。
- 事務局 差し替え分の資料は、事務局内で整理をして修正をしたもの。さらに内閣官房からは、フル・ヒストリーの説明、世界遺産としての管理保全計画書で示していた OUV の説明と世界遺産の価値の説明と根拠が不足しているというご指摘があったため、それについては第5回の委員会までに修正をしたい。
- 委員 23ページの表ももう少し変わってくるのか。
- 事務局 史跡の価値区分として「A/B/C/D/E」の5つに分けているが、あまりに細分化しすぎているので、「A/B/CDE」のように3つに分けるなど、表現の変更を考えている。基本的な構造は変わらない。
- 委員 23ページの表について補足で説明をすると、前回は史跡の構成要素と世界遺産の構成要素を独立して説明していた。また、史跡の保存管理計画でも世界遺産の管理保全計画でも周辺の土地利用等の価値整理ができていなかったもので、今回からは一本化して、三重津海軍所跡の場合は世界遺産に貢献する価値と史跡の価値が同一であるということを示したかった。
- 委員 CDEを一本化するのか。「ABC/DE」という分け方ができるのではないか。三重津海軍所跡は景観を含めた周辺地域と一体的なものであって、CはA、Bに付随する位置づけであり、D、Eは完全に後からできたものと分けて考えられないか。
- 事務局 そういった考え方もある。現在資料に提示しているものは事務局案であるが、内閣官房の指摘、委員の指摘を踏まえ再度検討したい。もともとAとBについては、史跡の保存管理計画策定の際に価値の整理をして決めた価値であり、今回それ以外の要素を整理して出てきたC、D、Eを付け加えた形となる。今後検討して、第5回会議で提示したい。
- 委員 22ページの下から3行目の文言について、「史跡および明治日本の産業革命遺産の構成資産として」とあるが、この場合は「資産」でいいのか。「要素」ではないのか。
- 事務局 三重津海軍所跡は「明治日本の産業革命遺産」の23の構成資産の一つであり、三重津海軍所跡を構成するものを構成要素としている。
- 委員 54ページ、3章の基本方針のところを事前送付のときに読んだが、「見えないことの強み」という意味合いが薄いように感じられる。「弱み」のところは伝わってくるが、「強み」の部分が伝わってこない印象を受けた。
- 委員 22ページ「(価値を)整理している」とあるが、この計画書で整理したのか、それとも、史跡指定時にそういう意味合いを持って指定文の中に書かれているという意味か。
- 事務局 保存管理計画策定の段階で整理したということ。

委員 そうであれば、Bの要素は表3の世界遺産に貢献する価値区分の「国」に該当するのではないか。

事務局 世界遺産の管理保全計画書の中では、商船学校期の遺構については、「地方・地域」の価値にあたるということになっているが、世界遺産に貢献する価値区分の「国」と国史跡は事実上同じ意味合いとなっている。

委員 そうすると○の位置がおかしいのではないか。

事務局 23ページの表について、まずは史跡の構成要素と価値区分を機軸として表の左側で縦長に整理し、それらが世界遺産の価値としてどのように貢献するのかというのを中央に整理し、その構成要素がどの時期に属しているのかを右側に整理した構造になっている。

史跡の保存管理計画を作成する際に構成要素として整理したものがAとBである。C～Eについては今回計画を策定するうえで他の構成要素がないかと精査し、付け加えている。史跡の構成要素としてはAが全てであり、Bは史跡の構成要素に「準ずる」要素である。Aの要素のうち「入江の地形」から「造成土」までが世界遺産のOUVに貢献する要素、それが国の史跡としての価値も同等であるため、○を付けている。Bは、史跡の価値そのものに「準ずる」ものなので、世界遺産的には、国の価値ではなく、「国」に準ずる「地方・地域」の価値ということで整理をしている。

委員 では22ページの本文の13行目、「国としての価値を構成する要素とほぼ同一である」という「ほぼ」は何を示すか。

事務局 2ページの図の赤い斜線の部分が世界遺産の範囲となるが、史跡指定範囲は堤防部分の飛び地も含んでいる。この堤防部分がふたつの価値付けの中での違いであり、この違いがあるため「ほぼ」である。

委員 23ページの表3の話は、ぱっと見たときに分かりにくい。表3の中で、世界遺産に貢献する価値区分の中に「OUV」、「国」と並んで「地方・地域」と書いてあるので分かりにくい。国の史跡よりもやや下位にあるので、ローカルな価値として大事ということか。

事務局 世界遺産の登録申請をする際に、「明治日本の産業革命遺産」23の構成資産、あるいはエリアでまとめて、管理保全計画書を作って、推薦書に添付して出すことになった。計画書の体裁はどの資産も同じような構造・構成で作ることになっており、「第3章価値の評価」では資産の価値区分を時代や価値で分けて整理した。

構成資産全体の統一的な見解として、まずは世界遺産に貢献する要素を抽出し、次にどの資産もほとんどが国史跡になっていたので、国としての価値として設ける。それに加えて、国としての価値に準ずるような、地方・地域にとって重要な価値付けも入れて、「OUV」「国」「地方・地域」の価値という視点で整理をした。

史跡の保存管理計画での価値区分と、世界遺産の管理保全計画での価値区分をそのまま使用した上で整理をしているので、苦勞をしている。その辺の違いを、もっと明確に22ページの文章で整理しないとわかりにくいという指摘を内閣官房からもいただいているため、今後整理をしていきたい。

- 委員 史跡としての整理をした上に、全体を束ねて「世界遺産に貢献する価値区分」があるのでわかりにくいのではないかと。
- 委員 管理保全計画書の47ページの表8をアレンジして作成したのが23ページの表3だと思う。管理保全計画書は世界遺産が出発点に考えてあるが、表3は史跡を出発点としているため、そもそも基軸が違うのではないかと。それを同じ表に整理しようとするため不整合が生じている。どうしても同じ表で整理をするのであれば、世界遺産に貢献する価値区分の左側に史跡としての価値区分の列があり、そこには全て○がつくと良いのでは。見た人が混乱する表を載せるのは良くない。
- 委員 この表はミスリードを生む可能性がある。
- 本中参事官 私もこれは少し分かりづらいと思っている。何らかの説明が22ページにあるべき。史跡の価値区分と構成要素、世界遺産の中での価値区分、加えて所属時期という、もともと別々に整理すべき3つのものが、この表では合体している。二重線を入れるなど、別の表であったものが合体したということを経験するべきでは。また、先ほどの史跡の列全てに○を付けるという意見も再検討の余地があるが、世界遺産と史跡の価値区分の表現の仕方に違いがあるので、表現を近づけるような何らかの表現方法を検討してはどうか。
- 委員 現地では、景観的に連続しており、その全体が地域にとっては大事ということ。ただし、それは表の中に入れるのは、どうやっても違う次元のものが出てくるので、説明を充実させて補足していくべき。
- 事務局 もともと、史跡の整備基本計画と、世界遺産の修復・整備活用計画を一本化するとなった時に、同じ対象を扱っているのが同じ計画であるべきということを行うために、ここで世界遺産と史跡の価値の整理をする表を作る必要があると考えた。表については再検討し、改めて整理したものは、個別にでもご意見をいただきながら整理していきたいので、ご協力いただきたい。
- 委員 次に、54ページの基本方針に関する委員のご指摘については。
- 事務局 54ページの構造について、価値を簡単に説明した後に、歴史的な範囲、いわゆるフルヒストリーと言われている船屋期から現代に至るまでを説明し、地下に埋まっているものは、見方を変えると140年間見えなかったことにより引き継がれてきたが、整備・活用のためには最重要課題であるという説明をしている。強みに関する内容がボリューム、バランス的に足りないとは感じていなかったが、保存に関することをもっと書いていくことはできる。
- 委員 言葉の問題であり、読み手は「今見えないこと」の強みと受け取ってしまい、意図の通りに読んでももらえないという難しさがある。見えないことは、有り体に言えばやはり弱みである。考古学の専門家が、最良の保存方法は調査をしないことだと言うが、その説明をされたような気分である。
- 委員 3段落目に強みを書いているのは分かるが、この段落の中に「見えないことの強み」という言葉が出てこない。見えないのが弱みなら見せれば良い、という考えでは保存の観点では良くないので、まず土壌の中で守られてきたので今に残っているという強

事務局 委員 みを踏まえた上で、見えないという弱点があるから工夫が必要、という展開にすべきではないか。「見えないことの強み」と言う文言が出てこないため、弱い気がする。

事務局 委員 表現を改め、見えないことの強みの部分を強調するようにしたい。

事務局 委員 この文章で書くべきことではないが、将来的にどう活用していくかを考えるときに、遺構が残っていく科学的なメカニズムをわかりやすく説明していくことはかなり重要。来訪者には、なかなかわかってもらえないものである。田川の山本作兵衛さんの記憶遺産の委員会に出ているが、記憶遺産になったとたんに見られなくなったというのは誤解で、今まで見られなかったものが、記憶遺産になったことで部分的に見られるようになった。それまでずっと原画は表に出されなかったので、思ったより状態が悪くないと専門家から評価されている。もちろん見たいという要求はあって当然だが、見せてしまうと紙そのものが解体してしまうことが問題なので、なぜ見られないのか、なぜ解体してしまうのかを相当丁寧に説明し、その説明がおもしろいと思ってもらえるレベルまで持っていかなければ理解が得られない。三重津海軍所跡の場合も、なぜ掘って見せられないかという説明それ自体が、聞いた人を納得させるような組み立てになっていないと、理解を得ることはすごく難しい。ここに書く必要はないが将来的に検討が必要になってくるだろう。

事務局 委員 最初の挨拶で冗談のように言ったが、「見えない三重津」は取り下げがきかなくなってきたているが、みなさんにとって認識しやすいような気がする。何か根拠があるのだろうか、これを使っていくのは悪いことではない。

事務局 委員 57ページの(ウ)、産業システムの明示のところ、イメージを阻害する要素のことを「整理する」という表現だが、「撤去」または「移転」という方針をはっきり出しておくべきではないか。

事務局 委員 その点は分かりやすい表現に改める。

事務局 委員 57ページの(ア)と(イ)、発掘調査後のことを書いているが、発掘はやはり破壊的行為という一面があるので、発掘を抑制するような文言があってもいいのでは。

事務局 委員 空間利用などの不明確な点を明らかにするために発掘調査を行うこと、全面を掘るわけではないことを示していきたい。

事務局 委員 整備に必要な情報を得るために、必要最低限の発掘調査をおこなうということか。

事務局 委員 その通り。

②史跡三重津海軍所跡整備基本計画について（第4～6章）

説明

・資料に沿って説明（資料④）

質疑応答

（4章）

事務局 委員 60ページの文献調査の成果として、これまでどんな内容がわかってきているのか。

事務局 委員 文献調査は「佐賀藩の近代化事業全体」と「三重津海軍所跡や精煉方」に絞った調査

がある。新たにわかったこと：

- ・ドライドックが1861年に供用開始され、「三重津修覆場」と呼ばれていたこと
- ・「製作場」と呼ばれている金属加工施設は田中久重と関係が深かったこと
- ・佐賀藩海軍の解体過程や、船の運用は明治2年でほぼ終わったこと
- ・三重津という地名が船との関わりで出てくるのは明治7年の佐賀の乱直前までであること
- ・船屋地区に海軍方という建物跡があったこと など

委員 4章の最初に、史跡としての価値の全容がわかっておらず、だからこそ調査研究が必要だ、その中には発掘調査や文献調査があり、学際的に必要なんだという調査研究の必要性がわかる一文を入れておくとよい。

事務局 これから文章化していく中で追加する。

委員 これまでの調査でまだ分かっていないことが何なのかを簡単にまとめてもらえると、これから平成32年までの発掘調査の目的がリンクして分かりやすくなるのではないか。

61ページに4.4として「モニタリング」が入っているが、順番としては「モニタリング」が先にあり、その後に「その他の調査・研究」とし、その中のモニタリングの手法に関する内容を削除してはどうか。

事務局 最初の指摘については、文章化の時点で反映していきたい。モニタリングについては、23の構成資産の全体の標準構成の中でこの位置に示してあるので、順番を入れかえてよいか確認する。

委員 モニタリングはひとつの手法である。保存のためにモニタリングを行うので、保存のための調査研究が必要であり、その手法としてモニタリングがある。手法がポンと項目で出てきているので違和感がある。

委員 海軍所の機能でまだわからないところがたくさんあり、それを明らかにするための調査とモニタリングはやはり違う。今言われたような構成にした方がいいのでは。この計画で言う話ではないが、やはり一般の方からすると、三重津海軍所跡はこういうところだということをまとめて説明してほしいと思う。今回の世界遺産登録を巡る調査の中で、今まで分かっていなかった具体的な内容が、どんどん分かってきている。そのことを説明していくことも、今後理解をしてもらう上で重要ではないか。今までほとんど分かっていなかったということもきちんと説明し、整備し、展開していくのが重要だと思う。

(5章)

委員 出土遺物の保存・修復は入ってこないのか。鉄素材の遺物なので、放っておくと劣化が進む可能性がある。出土遺物の修理は進めているのか。

事務局 出土遺物については想定していなかったもので、この計画に入るべき項目かどうか、検討確認をしていきたい。

委員 文化振興課との絡みもあると思うが、入れた方がよいのではないか。調整をお願いしたい。

内閣官房 遺物の修理や保存はガイダンスで展示していく上でも重要になるので、どこかには必ず書くべきだと思う。

事務局 基本的に史跡の場合は、動産が直接計画に入ってくることは無いので、史跡の計画の方も踏まえて今後検討していきたい。

委員 基本的には不動産が対象の考え方だが、発掘調査により出てきたものなので、何か書いてあった方がよい。

事務局 保存管理計画書の64ページで、史跡を構成する諸要素の保存管理方針を定めており、その中では出土遺物の位置づけがされている。6章のガイダンスの展示物としての出土遺物の役割があるので、官房と相談の上記載させていただきたい。

(6章)

委員 遺構表現については行わない方向だが、検討したということは記載すべきである。

委員 66ページの動線のところ、海軍所稼働期の動線はどこからでてきたのか。何を根拠に、当時この動線があったといえるのか。

事務局 18世紀末から残っている当時の村絵図や公園整備前の航空写真があり、堤防の線形や幅など変わった部分もあるが、それらを参考にしている。特にドックや荒籠の周りについては全ての絵図に堤防から下りるスロープのようなものが描かれてあり、公園整備前はすり付けで設置されていた。海軍所稼働期の人の流れとして一番考えられるルートは、旧堤防を通してそれぞれのゾーンの行き来をするというルートである。

委員 動線と書かれているが端的に言うと、海軍所稼働期の道。動線という言葉だと混乱するのではないか。

事務局 適切な表現に改める。

委員 稼働期の道をたどる動線、といった言い方をしとあげると伝わるのではないか。

委員 6章のタイトルだが、金属加工から一貫してやっていたという、その全体を指して産業システムと呼んでいるのか。

事務局 産業システムは、海軍所稼働期の三重津海軍所の中で、精錬から金属加工、修理まで一貫してやっていたという意味。

委員 章のタイトルは5章までが素っ気ないのに、6章でいきなり具体的な名称の入ったタイトルになるので、タイトルは「構成資産の整備活用」など短めにして、産業システムについては頭書きで処理した方が良いのでは。具体的な名称が出てくるのは他の章とのバランスが悪いと思う。

委員 産業システムという言葉の捉え方は、計画書の前の方で説明しているのか。言葉の捉え方を、章の書き出しで説明してあげた方がよいのではないか。

事務局 産業システムと聞くと、佐賀藩の近代化全体の話かと思う人もいると思う。相互に関連しているんな作業がここで行われていた、それをシステムと言っていることが伝わる説明が前の方にあればよい。

事務局 全体の文章化の中で検討して、記載を追加していく。

委員 ここではなく、もっと前で言うべきことだという気もする。

委員 5章が保存、6・7章が整備、8章が活用というイメージ。6章がイントロ無しでい

きなりゾーニングが始まっているので、全体の中でどういう整備をしていきたいのか、それを踏まえゾーニングや動線計画を作っているというイントロがあると良い。

67ページ、6.4に環境整備計画とあるが、それよりも遺構表示計画といった方がしっくり来るのではないか。

事務局 6、7章の文章化の中で考えていきたい。67ページの名称については違う名称でもよいのかを確認し、検討する。今は、修復・整備活用計画の標準構成にしたがって章立て、目次立てをしている。

委員 確認だが、73ページの修景計画で、大正期の絵図をもとにした地上表示というのは、40ページの図58、59であり、これを取り除くということか。

事務局 これと昭和初期に描かれた絵図、発掘調査をしても出てこないようなものがあり、そういう誤解を招くものは取り除いていくということ。写真に写っているものだけではないが、史跡整備の段階で撤去していく。

委員 77ページのガイダンス施設で、主な解説内容は特に問題ないが、これに加えて、見えない状態がどう保存に結びついているかをきちんと説明したり、保存整備を行う上での考え方をガイダンスの中に示すことを検討してほしい。

委員 なぜこの保存方法をとるのかを積極的に説明していくと良い。

委員 6章での「活用」という言葉の使い方だが、計画書のタイトルが「保存・整備・活用に関する計画」となっていて、6章は整備の章。タイトルが整備活用になっているが、活用するための整備の章だと思うので、タイトルに活用という言葉を入れなくてもよいのではないか。

77ページについても、公開し活用するための施設の整備の計画だと思われる。活用については8章で述べられているので、章によって何を言っているのかを明確にされると良い。

事務局 こちらについても、文言の変更が可能か確認し、検討する。

(休憩)

③史跡三重津海軍所跡整備基本計画について（第7～9章）

説明

・資料に沿って説明（資料④）

質疑応答

（7章）

委員 農地ゾーンと河川ゾーンについて、農地ゾーンは全て福岡県大川市側のエリアということになるのか。ここに書いてある内容では農振法を頼りにしているが、国の方針が変わる可能性もあり、佐賀市のコントロールの利かなくなってくると思うので、佐賀市側から、何かしら担当している機関に向けた文言が必要なのではないか。河川ゾーンについても、福岡県や大川市の理屈で変わってしまうところがあるので、景観を保全する重要性をきちんと相手側にも伝えるための何らかの施策というのを追加されるとよい。

また、ゾーニングの境界の線の引き方について、河川ゾーンと農地ゾーンの北、東側の境界が、有明海沿岸道路の線で区切られているが、そこで区切る必要は無いのではないか。追加指定予定地は、計画にかかわらず規定されているので、農地ゾーンが農振法を根拠に守られるのであれば、農振のエリアや河川の線に従って広げる方が自然なゾーニングではないか。河川についても、景観として見たときには、もっと上下に渡って景観の配慮をしてもいいのではないか。

それから、集落ゾーンの絵図というのは、鳥瞰図のような絵図が存在するのか。それとも27ページの絵図のことを指しているのか。

事務局

1点目のゾーニングの中の管理保全のあり方については、ご指摘のように農地ゾーンは大川市、河川については福岡県と佐賀市にまたがっている。82ページに図示したとおり、世界遺産としての検討、決定、承認機関が置かれており、佐賀地区の場合は佐賀地区管理保全協議会にて、関係する国の機関、所有者である民間団体、関係する自治体、地域コミュニティが集まって協議させていただいている。農地の保全についても大川市とは世界遺産登録前から協議させていただいており、河川についても国土交通省のうち河川担当の筑後川河川事務所と河川の周辺計画等について協議させていただいているので、そのことが伝わるように文章で明示し、きちんと管理保全されていくことを書いていきたい。

2つ目のゾーニングについては、確かに区切りがないという考え方もあるが、計画の対象範囲を2ページに示しているとおおり、計画策定にあたってはこの範囲を中心に考えていくこととし、ゾーニングもその範囲内で行っているので、こういう区切り方になっている。

集落ゾーンの絵図については、俯瞰図ではないが、27ページの図の赤で示している部分が当時の道を示しており、道に張り付く形でその両側に建物が描かれている。佐賀では当時、港町のことを津と呼んでいたが、その港町の道と地割りが受け継がれていることが分かる。他にも絵図はあるが、一番明瞭に分かるものはこの27ページの絵図である。

委員

7章については、適宜景観のことが分かる写真なども添えながら、修正をお願いしたい。

委員

集落ゾーンのところは、文章化のときに丁寧に説明されるのかもしれないが、絵図に残されている街区としての土地利用が維持されているというのは、要するに道が基本的にそのまま、その両側に家があるという状態が今も変わらないということ。必ずしも三次元的にわかるということではない。

ゾーニングについては、現場に立ったときに見える範囲ということで、上流側が有明海沿岸道路、下流側は橋の範囲までで区切られている。

(8章)

委員

79ページの考え方として、世界遺産と幕末佐賀の二つに分けられていることに違和感がある。まずは史跡としての考え方を示して、それから世界遺産の考え方を示すという順序ではないか。まずは史跡としての活用の中で、幕末佐賀の他の遺跡とのネッ

トワークがあり、次の話として世界遺産のネットワークがあるというのが順番として
適当だと思う。

80ページは重要なことをメモ書きしてもらっているが、項目立てとしては社会教育
の側面、学校教育の側面、あるいは地域の文化的資源としてどうするのか、というの
を書いてもらって、それぞれに今書かれてあることが注意点として盛り込まれるとい
いのはというイメージを持ったが、どうか。

事務局 社会、学校、地域というくくりでどういう整理ができるか、即答できないので、検討
させていただく。

委員 構成の仕方の問題であり、ロジックの問題。来訪者への配慮は大事だが、一番にくる
話ではない気がする。

事務局 構成については、冒頭では史跡、世界遺産の順番ということで整理をしていたので、
修正する。ローカルの話についても検討したい。

委員 「明治日本の産業革命遺産」全体と、佐賀藩内部での近代化における役割という三重
津海軍所跡の価値があり、それから先ほどフルヒストリーという言葉で紹介されてい
た、船屋があつて、海軍所があつて、商船学校ができるという佐賀藩、佐賀県の歴史
があり、それが今でも漁港として使われているということも価値に含まれるのではな
いか。ローカルの話、佐賀藩の話、世界遺産の話という3層構造で説明でき、それが
最終的にはフルヒストリーの概念とも整合するのではないか。

委員 自然環境を含めた、歴史的環境としての三重津と言うフェーズがあってもいいのでは
ないかということ。

委員 第8章は先生方の指摘で書き直される部分も多いかと思うが、8.2で地域は参画する
ことになっているのに対し、来訪者は受動的、受け身的なスタンスでしかでてきてい
ない。基本方針56ページのところでは、もう少し来訪者の動きが書かれているので、
少し整合をとっていただければと思う。これから来訪される方も、新しい体験を求め
ているのではないかと思う。他の世界遺産の取り組みも参考にしながらまとめてはど
うか。

図103は世界遺産と他の資産との関わり方がよくわかるが、矢印は無くてもいいの
ではないか。表現を検討してみしてほしい。

委員 薄い色でくくってあるので、それだけでわかるのではないかという気はする。矢印が
無いところは関わらないのかというような見方もできてしまうため、矢印を残すなら
全てに矢印を引く必要がでてくる。

委員 佐賀の三重津海軍所跡や反射炉については、10年くらいで学術的な研究が進み、専
門書も出ている。一方で、パンフレットとかガイド本での情報も流れていて、その間
をつなぐような、少し詳しいの一般書が手薄な気がする。今の研究段階で書くのも難
しいだろうが、非常に専門的な研究と、表層的、観光的なもの間にあるような出版
物がない。県や市がやるべきということではないが、少し配慮いただければと思う。

委員 案内表示、リーフレットで概略を見た後、もう少し詳しく知りたいという欲求は必ず
でてくる。売れるかどうかは分からないが、お金を出してもいいという人は必ずいる

はず。その辺りは意外と弱体であるため、大事な問題だと思う。特に、明治日本の産業革命遺産全体でそうだが、そういうスタンスで来てくださるお客様を想定しないと、今後大変になってくる。ちょっとおもしろそうだからとわざわざ来てくれるのは軍艦島だけである。少し勉強したり、読んでみたりするとおもしろい、と思ってくれる人たちが来てくれないと、もたないという気がしている。

委員 79ページ、「幕末佐賀藩の近代化を支えた遺跡群」という固有名詞は、ここで初めて単語としてでてくるのか。この項目のタイトルにつくということは重要なことなので、「幕末佐賀藩の近代化を支えた遺跡群」の説明が、第2章のあたりで、どこかにしっかり書かれてあると、唐突な印象がなくなると思う。この遺跡群の構成要素の一つとしての価値があるということをきちんと述べておく必要がある。

事務局 この名称がでてくるのはここが初めてだが、中身の項目については48ページの2.5広域関連整備と事業の関係で、個別の説明をしている。それらと三重津海軍所跡との有機的な関係については9ページで触れている。79ページでどう整理するかを検討し、理解できるような書き方で記載したい。

委員 「幕末佐賀藩の近代化を支えた遺跡群」は佐賀市や県の文化財として指定を目指していたり、別のところで何かしらの計画が動いていたりするのかな。

事務局 三重津海軍所跡だけが「明治日本の産業革命遺産」の構成資産となっているが、当初この遺産群にエントリーする際に佐賀の方からは、精煉方跡、築地反射炉跡、多布施反射炉跡を含めた4つを推薦しようとしていた。残念なことに、検討の過程の中で外れてしまったが、4つで佐賀藩の近代化の過程を示す重要な遺跡群という位置づけで考えている。世界遺産にはなっていないが、価値を理解する上で大事な位置づけである。調査が途中のもの、されていないものもあり、また文化財の指定もされていないものをどうしていくかというのが今後の課題である。

委員 鍵括弧がついているので分かりにくいのではないかな。同じ章の中で両方に鍵括弧がついていると、誤解を招く。

(9章)

委員 昨年初めて石見銀山に行ってきたが、研究センターが併設されており、常設の研究員が3名ほどいた。これは県の施設だが、三重津海軍所跡でもそのような恒常的な調査研究体制、セクションについては話が上がっていないか。文化振興課はたくさんの事業を抱えていて、人件費等の問題などもあると思うが、どうか。

事務局 調査研究体制については、昨年度までは世界遺産の調査室というのがあり、そこが担っていた。今年度機構改革があり、いったん調査室は解体ということになった。調査機能自体は文化振興課で、先ほどお示ししたような調査計画に基づいて進めていけるように定めようと思っている。他の事案との兼ね合いもあるが、途切れることなく調査をしていきたい。今後の体制については現段階では言及できないが、いろいろアプローチしながら考えていきたい。

委員 個人的に期待している。

委員 82ページの体制については、こういうシステムで決まっているので、特に付け加え

内閣官房

ることはないかと思う。最後に内閣官房からコメントをお願いしたい。
たくさんの議論をいただき、お礼を申し上げたい。気になったことだけ2、3点お願いしたい。

1つは、フルヒストリーの捉え方について。これは世界遺産登録の際に出された文言で、幕末から1910年までという年代設定をしている中で、現在も稼働しているものもあることから、フルヒストリーの観点で捉えるように決議の中で盛り込まれた。これを史跡の文脈の中でどう捉えていくかが課題となっている。世界遺産ではそういう提案が行われたが、それを実際に裏打ちするものは史跡である。周辺環境を含めた自然環境、また景観を捉える中でフルヒストリーは非常に重要である。三重津海軍所跡の中でどう定義をし、どう考えられるかを今一度ご検討いただきたい。内閣官房の方でもより一般化したフレームを早めに提示していきたい。

2点目は、計画の構造について標準構成という言葉が随所にてきたが、この会議では標準構成を示していないと聞いている。また、史跡の方も文化庁から標準様式が示されているので、両方同じように紹介するべき。それを今更やるかは事務局にお任せするが、少なくとも1章の最後、1.6として、計画の全体の構造がどうなっているのかを示してほしい。2章で課題を示し、3章で方針、4章以降での行動がどういう関係を持っているのかを、端的に整理してもらう必要がある。そうすることでこの計画がどういうフレームを持っているかがわかる。

3点目、最後のところで、短・中・長期に分けて設定されているが、ユネスコ提出する中で事業計画は非常に重要なところ。特に短期については、そのなかでどういう行動計画になるのか、もう少し詳しく記載し、この会議でも議論できるようにしてほしい。起点がいつになるのか等も明示してほしい。

計画策定、ユネスコへの宿題作成も後半戦に入ってきた。引き続きご検討いただきたい。

委員

計画のところは非常に重要。再度議論が必要なところは、原案の提示をよろしくお願ひします。

事務局より今後のスケジュール説明：

資料④をベースに今日いただいた意見等を反映し、有馬会長と重藤副会長に確認をいただいた後、パブリックコメントにて意見募集を行う。パブリックコメントの資料は佐賀市議会議員へも配布する。現時点では、第5回委員会を3月17日（金）に開催したいと考えている。次回資料では、パブリックコメントの結果を反映し、1～9章まで文章化した形で示したい。

この策定委員会について、最初の説明では3月までの5回開催ということをお願いしていたが、5月にも第6回委員会を開催し、そこで最終確認をいただきたい。6月までには抄録を内閣官房に提出しなければならないため、それに向けて修正を行っていききたい。